

平成26年定例第3回市議会会議録（第4日）

平成26年9月19日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	平木啓喜
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣道	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	梅津俊朗
総務部長	塚野仙哉	環境衛生課長	富重巧斉
保健福祉部長	松藤泰大	農林水産課長	大津光若
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	商工観光課長	松尾博
環境経済部長	横尾健一	上下水道課長	内野逸雄
建設都市部長	石橋慎二	学校教育課長	田中裕樹
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	教育部指導室長	稗田賢次
消防長	塚本哲嘉		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についての訂正の件
- (2) 認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第2号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第3号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第4号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- (6) 認定第5号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第6号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第7号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第8号 平成25年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- (11) 議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (14) 議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (15) 議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (16) 議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について
- (18) 議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更について
- (19) 議案第38号 財産の取得について
- (20) 議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (21) 議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (22) 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願
- (23) 請願第2号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願

- (24) 請願第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- (25) 請願第 4 号 「農業・農協改革」に関する請願
- (26) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第 3 号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書
- (2) 発議第 4 号 「解釈改憲」による集团的自衛権行使容認に反対する意見書
- (3) 発議第 5 号 「手話言語法」制定を求める意見書
- (4) 発議第 6 号 「農業・農協改革」に関する意見書

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 37 号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についての訂正の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 議案第 37 号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についての訂正の件を議題といたします。

市長から議案第 37 号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についての訂正理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）

皆様おはようございます。去る 9 月 2 日に提案いたしました議案第 37 号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についてにつきまして、議長のお許しをいただきましたので、その訂正をお願いするものでございます。

内容につきましては、計画書の 28 ページの「集落の整備 (1)」の現況に記載をいたしておりました「集落の再編や移転について、住民からの要望も現状ではなく、市としてもその必要性は低いと認識しています。」という部分を、9 月 4 日の一般質問でお答えをいたしました内容との整合性をとる必要がありましたので、「また集落は、古くからそれぞれの地域に

おける歴史や地縁における活動の積み重ねにより形成されてきましたが、人口の減少などに伴い、集落ごとの世帯数の格差が課題となっています。このため再編に向けた環境整備が必要です。」という文言に改めたいというものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についての訂正の件を承認することといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についての訂正の件を承認することに決定をいたしました。

日程第2～第10 認定第1号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10．認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本9件につきましては、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野決算審査特別委員会委員長、お願いします。

○決算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

改めましておはようございます。決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件であります。

審査の方法については、17名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は、9月2日、8日、16日、18日の4日間、分科会は9月9日、10日、11日の3日間にわたり開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成25年度歳入決算額17,481,975,744円、歳出決算額16,359,286,747円で、歳入歳出差引額は1,122,688,997円、実質収支は994,671,997円の黒字となっております。

一般会計と特別会計を合わせた歳入合計額は29,406,470,390円、歳出合計額は28,033,898,764円、歳入歳出差引額は1,372,571,626円、実質収支は1,244,554,626円の黒字となっております。

なお、審査の中で、各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

- 1、行政能力の向上を図る上からも、職員研修の充実強化を図ること。
- 2、3月、4月の異動時期における休日開庁の周知徹底を図ること。
- 3、男女共同参画の推進と条例制定に向けてさらなる努力をすること。
- 4、農漁業の振興を図るため、国・県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図ること。
- 5、有害鳥獣駆除について、依然として農作物の被害が深刻な状況であるので、狩猟免許保有者が増加するような取り組み等、さらなる対策の強化と予算の拡充を求める。
- 6、商工業活性化対策及び企業誘致の推進を積極的に行うこと。
- 7、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を図ること。
- 8、市街化区域内の道路の整備を積極的に行うこと。
- 9、消防新庁舎及び筑後地域消防通信指令事業の機能を十分に活用し、効率的、効果的な運営に努めること。
- 10、教育研究所の研究成果は、随時報告を行い、成果を広く公表することに努めること。

11、教職員人材育成事業（教職員市内留学制度）を、さらに推進すること。

12、清水山荘の有効活用の有無を含めた検討を急ぐこと。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、さらなる収納率の向上に努め、不公平が生じないように引き続き強化を図ること。

次に、水道事業会計について申し上げます。

1、市街化区域内の上水道の整備を積極的に行うこと。

以上が一般会計、特別会計及び水道事業会計の指摘事項でございます。

また、全体指摘事項として、主要な施策の成果説明書については、

1、重要事業については、漏れなく記載すること。

2、歳出に関する説明で、歳入分がある場合はその旨を表記すること。

3、補助事業ごとの国・県・市の割合を記載すること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項3項目、一般会計指摘事項12項目、特別会計指摘事項1項目、水道事業会計指摘事項1項目について申し上げます。

委員会としては、認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成25年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件は、いずれも認定すべきものとして、また、認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、認定第1号について討論を行います。認定第1号の討論については、ただいまのところ通告がございませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第2号について討論を行います。認定第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第3号について討論を行います。認定第3号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。認定第4号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。認定第5号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行います。認定第6号の討論については、ただいまのと

ころ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。認定第7号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第8号について討論を行います。認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成25年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第9号について討論を行います。認定第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

認定第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については委員長報告のとおり原案可決及び認定をされました。

日程第11 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に松藤保健福祉部長、加藤健康づくり課長及び関係係長に出席を求

め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、市民の健康の保持増進を積極的に推進するため、はり、きゅう、あん摩等施術費助成事業に関する施術助成額を800円から1千円に増額するために条例を改正するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第30号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に松藤保健福祉部長、加藤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため条例を改正するものです。

改正の内容は、法改正により法律名が変更となるため、条例中の引用部分の改正並びに母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭が定義されたことによるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第31号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に松藤保健福祉部長、梅津福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、本市の条例で定める必要があるために条例を制定するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第32号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。

議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に松藤保健福祉部長、梅津福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、本市の条例で定める必要があるため条例を制定するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第33号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に松藤保健福祉部長、梅津福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、本市の条例で定める必要があるため条例を制定するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第34号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月11日に、横尾環境経済部長、大津農林水産課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年度に道の駅みやまの体験農園を廃止し交流施設を建設いたしました。残りの用地も駐車場として整備したため、現状に合わせて条例を改正するものであります。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

今、条例を改正するためにわかりますけれども、経過ですよね。委員会には、別に最初は、結果だけ聞いたわけでしょう。株式会社が道の駅を運営しているから、株式会社がそういうことを決定して、委員会には全然報告も決定するまでなかったんじゃないの。決定してしまってから、条例を改正するためにお願いしたということじゃないですかね。これ、いきさつをちょっとお聞きします。それは第1点ね。

それから、道の駅が大変にぎわいを見せているから、市民の皆さんも大分喜んでいると思います。私も喜ばしいことだというふうに思っています。それで、道の駅の経営内容等も随分よくなっていると思うんですけれども、そこら辺、売上とか利益とか、それから配当金、それから出資比率とか、そこら辺もわかるなら、皆さんおるからね、わかる範囲でお知らせしていただきたい。それが2点目ね。

それから、3番目として、市長の資産報告を見ていまして、去年100千円もらってありますということで、道の駅からですね。ことしは200千円もらえるということで、株主総会の資料にはそういうことで載っていますので、利益が出てきたらもらうということだろうというふうに思いますけれども、取締役会に何日ぐらい出席されるのか、道の駅の。

それから、九州には16の道の駅がございますけれども、市が出資している中で、そういった市が多いんですけれども、そういった市が出資している中で、市長が道の駅から報酬をもらっているところがあるかどうか、そこら辺は調べられたのか、そこら辺もあわせて、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（牛嶋利三君）

1番田中議員、産業建設常任委員会に今回の議案を付託かけておりました。その関係に対する質疑とちょっとかけ離れておるようですよ。（「皆さん傍聴しているわけです」と呼ぶ者あり）いやいや、皆さんが傍聴て、ここは議会ですよ。議員が皆さんに、傍聴者に（発言する者あり）尋ねるような話じゃないですよ。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

道の駅みやまの経過やったですかね、これは田中議員も十分説明は受けてあっち思います。平成25年度の予算のときにもう説明は当然済んでおるわけですよ。（「する前」と呼ぶ者あり）する前ちいうこつは何ですか。委員会に報告をせんでも、予算のときに報告を受けていますので、皆さんが。それは御承知おきいただきたいと思いますが、経営内容の報告につきましても、議員全員に報告が行っております。それを十分見ていただきまして御判断をいただきたいと思います。

3点目の市長の資産の100千円の云々というのは、今回の議案第35号の条例の改正をする条例の制定についてでございます。資産の云々という内容は全くございません。的外れの質問をしていただいているというふうに私は思いますので、その件については別のところで質問をしていただきたい、このように思います。おわかりでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員に補足説明しておきますけれども、この議案第35号の提案理由説明は、理由に書いてあるでしょう。道の駅みやまの体験農園を廃止し、交流施設の建設及び駐車場として整備したため条例を改正するものでございます。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第35号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。

議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第17 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に塚本消防長、北嶋総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、平成24年4月に施行された筑後地域消防通信指令事務協議会規約との整合性を図る必要が生じたため変更するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第36号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第18 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月9日、塚野総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成26年4月の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、みやま市過疎

地域自立促進計画について、これまでの旧高田町の区域による過疎計画を、本市全域を対象とした過疎計画に変更する必要があるため、同計画の全面的な見直しを行い、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、本計画の変更については、同法第6条第4項の規定により、福岡県と協議しなければならないとされており、既に8月末に県との協議が整っております。

委員会では、執行部からの訂正内容を含めて慎重審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第37号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第19 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求め

てまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第38号 財産の取得について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月9日、大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校を建設するために、必要な私有地を購入するに当たり、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第38号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号 財産の取得については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第20 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第39号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号は、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よつて、議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

日程第21 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第40号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願を議題といたします。

本件につきましては、平成26年6月議会において請願審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野請願審査特別委員会委員長、お願いします。

○請願審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

請願審査特別委員会委員長報告をいたします。

請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願について、請願審査特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月25日及び9月16日に委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、建設アスベスト被害者及び遺族が生活できる救済の実施並びにアスベ

スト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るため、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、請願審査特別委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願につきましては、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第23 請願第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 請願第2号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

請願第2号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月9日、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、一方的な憲法解釈による閣議決定に反対すること、及び集団的自衛権行使に関する関連法案の審議について、国民の声を十分反映することを求めるため、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では、審査の過程において、集団的自衛権行使の閣議決定は政府が十分に協議されており、今後の関連法案等国会の推移を見て慎重に取り扱うべきもので、反対の意見書提出は時期尚早の意見もありましたが、慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

委員長に質問します。

その前に、最初に、憲法9条を守ること、それから、憲法13条、18条を堅持する、そして戦争はしないというのは絶対条件です。これはもう絶対私も賛成です。

その上で、請願書に書いてあります「関連法案の慎重審議について意見書の提出を求める請願」ということですが、この分についても私は賛成をいたします。

その上でちょっとお尋ねします。

集団的自衛権の行使を容認したと閣議決定が書いてありますが、この集団的自衛権を容認したという根拠をお示しいただきたいと思います。

なお、新聞に書いてあるとか、マスコミが言っているとか、国会議員が言っている、評論家が言っているというのは根拠になりませんので、その上での答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

ただいまの井手議員の質問にお答えいたします。

当委員会では、言葉の容認とか、そういうことに対しては討論しておりませんので、内容をお答えするわけにはいきませんので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

集団的自衛権の行使を容認、集団的自衛権というのは皆さんもう御存じだと思いますけど、我が国の友好国が紛争、戦争によって攻撃を受けたときに、我が国はそれを助けるということができるといことです。ということであれば、友好国が中東とか東南アジア、カリブ海等で攻撃を受ければ、日本はそれを助けに行くということになります。ということは、今までの専守防衛というのが崩れてしまいますけど、この件、閣議決定の前文がA4判で8ページほど書かれておりますけど、どの部分にそういうことが書いてあるのかを検討されたのかどうかお聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

お答えいたします。

この委員会においては、そういう前文とかなんとかの資料提出も実際公的には上がっておりませんので、あくまでも請願の趣旨を皆さんは拝読して、自分なりの考えを皆さん述べられたので、失礼ですけど、それも広範囲に協議してはおりませんので、答えられません。

○議長（牛嶋利三君）

15番井手敏夫君。

○15番（井手敏夫君）

3回目です。

請願の趣旨に賛成をされたわけですけど、この請願の趣旨が集団的自衛権行使容認の閣議決定とあります。閣議決定の中で、集団的自衛権の行使を容認したという部分がなければ趣旨の決定にはならないと思うんですけど、もし集団的自衛権の行使を容認したということであれば、これは憲法違反です。ここの中にも書いてありますとおり、憲法9条のもとでは、対外での武力行使は許されないということを書いてあります。こういうことができるようになるということは、完全にこれは憲法違反です。行使を容認したということであればですね。

だから、憲法の違反という、これ大変な問題の中を、委員会の中で慎重に検討、審査するというような声は出なかったのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

井手議員はしっかり勉強してあるけん、私たちより詳しいと思いますけれども、残念なことに、当委員会ではそういうふうなあれはしておりません。

しかし、委員さんの中から、これにも述べております。反対の意見書提出は時期尚早とか、ちゃんとそれなりの検討はした結果、皆さんが判断されたわけでございますので、そういう点で御了解いただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願については、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第24 請願第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会へ付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。（「議長、手話での説明はされるんじゃないかった」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

後ろでやってあります。（「後ろでしてある。済みません」と呼ぶ者あり）

○厚生常任委員長（坂口孝文君）続

厚生常任委員長報告をいたします。

請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日に松藤保健福祉部長、梅津福祉事務所長及び関係係長の出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本請願は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法が制定されるように、国に意見書の提出を求めるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第25 請願第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 請願第4号 「農業・農協改革」に関する請願を議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

請願第4号 「農業・農協改革」に関する請願について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月11日に、横尾環境経済部長、大津農林水産課長、河野農業委員会事務局長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本請願の趣旨としては、地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、JAグループなどが適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的であります。つきましては、次期通常国会などで審議される予定となっておりますJA、全農、全国中央会などを対象とした「農業・農協改革」において、拙速な関連法案の改正等を行わず、現場の意見を十分反映されますよう、国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第4号「農業・農協改革」に関する請願については、委員長報告のとおり採択をされました。

ここで、追加日程表配付などのために、暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第3号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第3号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第3号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出議員の説明を求めます。18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）（登壇）

発議第3号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第1号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

皆さん方の御賛同をいただき、意見書提出、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。発議第4号 「解釈改憲」による集团的自衛権行使容認に反対する意見書を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号 「解釈改憲」による集团的自衛権行使容認に反対する意見書を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 発議第4号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 発議第4号 「解釈改憲」による集团的自衛権行使容認に反対する意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出議員の説明を求めてまいります。16番宮本五市君、お願いします。

○16番（宮本五市君）（登壇）

発議第4号の提案理由説明を行います。

発議第4号 「解釈改憲」による集团的自衛権行使容認に反対する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対して意見を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号「解釈改憲」による集团的自衛権行使容認に反対する意見書は原案どおり可決をされました。

お諮りします。発議第5号「手話言語法」制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号「手話言語法」制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 発議第5号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第3. 発議第5号「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出議員の説明を求めてまいります。14番坂口孝文君、お願いします。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

発議第5号の提案理由説明をいたします。

発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第3号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容については、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書は原案どおり可決をされました。

お諮りをいたします。発議第6号 「農業・農協改革」に関する意見書を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号 「農業・農協改革」に関する意見書を日程

に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4 発議第6号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第4、発議第6号「農業・農協改革」に関する意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

提出議員の説明を求めてまいります。5番瀬口健君、お願いします。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

発議第6号「農業・農協改革」に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第4号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読し、説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号「農業・農協改革」に関する意見書は原案のとおり可決をされました。

日程第26 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきます。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 河野 一昭

みやま市議会議員 田中 信之